

特別な教育的支援を要する子供の学びと切れ目ない支援体制の充実 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用

【指導室 特別支援教育班】

葛南教育事務所では、令和6年度葛南教育事務所重点目標として、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用による、適切な合理的配慮と個に応じた支援の提供」を掲げています。今回は、両計画の作成と活用についてのポイントを、千葉県教育委員会発行の『特別支援教育指導資料(令和5年度版)』を基に確認します。子供達が自分の力を最大限発揮して、生き生きと学ぶことができる支援体制を整えるためにも、両計画を有効活用しましょう。

Q1 なぜ個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成する必要があるのですか？

- ・障害のある幼児児童生徒一人一人に対するきめ細やかな支援を、組織的・継続的かつ計画的に行うことができるからです。
- ・家庭や福祉、医療、保健、労働などの様々な支援内容を含め、就労までを見据えた一貫した支援内容について記述した「**個別の教育支援計画**」を踏まえて、**具体的で適切な「個別の指導計画**」を作成します。

Q2 どのような子供が両計画の作成と活用の対象になりますか？

- ・特別支援学校に在籍する全ての幼児児童生徒。
- ・特別支援学級に在籍する全ての幼児児童生徒。
- ・通級による指導を受ける全ての児童生徒。
- ・**通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない障害のある幼児児童生徒は作成と活用に努めます。**



(『幼稚園教育要領 学習指導要領総則より』)

※発達障害等の診断をされていなくとも、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために、特別な教育的支援を必要とすると思われる者も作成と活用に努めます。

Q3 両計画の役割は違うのですか？

- ・**個別の教育支援計画**：障害のある幼児児童生徒一人一人に関係機関（教育、福祉、医療、保健、労働等）が連携して効果的な支援を行うとともに、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な教育支援を行うための計画です。
- ・**個別の指導計画**：障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法を**具体的に**表した計画です。

Q4 両計画を作成・活用する上で特に大切なことは何ですか？

- ・**合理的配慮の提供**：保護者との合意形成を経て決定した合理的配慮の内容については、個別の教育支援計画へ明記します（参考：千葉県教育委員会『合理的配慮事例集』）。合意形成できない場合でも、保護者との話合いの足跡を記録しておきましょう。また、合理的配慮の内容を踏まえた指導・支援となることに留意し、個別の指導計画に記入します。（参考：千葉県教育委員会『特別支援教育指導資料（令和5年度版）』）

・どのような支援を、どれだけ受けているのか、その支援の理由や見通し等を、保護者と共通理解をしながら両計画を作成・活用することが大切です。

学校における合理的配慮

- ①障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
- ②障害のある子供に対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。
- ③学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。(文科省 『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育推進 (報告)』)

合理的配慮決定へのプロセス

(文部科学省資料一部改)



一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定される

○設置者・学校・Aさん
及び保護者による合意形成
○Aさん及び保護者への
情報提供(説明責任)

- 1 Aさん及び保護者からの申出(意思の表明)
(※教員の見立てがきっかけになる場合もある。)
- 2 Aさんの実態把握
・興味関心 ・学习上又は生活上の困難 ・健康状態
- 3 均衡を失した又は過度の負担かどうかの判断などの検討・調整
(※代替え案の検討)
・財政状況 ・必要性 ・学校運営 ・教職員の対応可否 等
- 4 個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画にも活用
- 5 合理的配慮の定期的な評価・見直し

申出
↓
調整
↓
決定

Q5 いつ作成しますか？

- ・保護者の理解を得て、実態把握ができれば、早い段階で作成することが望ましいです。
- ・高等学校段階で、必要性が生じて作成する場合があります。

【両計画に関わる主な年間計画】(千葉県総合教育センター『特別支援学級担当者の専門性向上パッケージ』より)

- 4月□引継ぎ事項の確認と児童生徒に関する情報収集
 - 個別の教育支援計画の作成・確認(※引き継いだことを保護者と確認することが大切です)
 - 個別の指導計画の作成
- 7月□3期制: 個別の指導計画の評価(通知表と兼ねる場合があります)
 - 保護者面談の実施
- 8月□3期制: 個別の教育支援計画の追記・個別の指導計画の作成
- 9月□2期制: 個別の指導計画の評価(通知表と兼ねる場合があります)
 - 個別の教育支援計画の追記・個別の指導計画の作成
- 12月□3期制: 個別の指導計画の評価(通知表と兼ねる場合があります)
 - 個別の教育支援計画の追記・個別の指導計画の作成
- 3月□個別の指導計画の評価(通知表と兼ねる場合があります)
 - 個別の教育支援計画の追記
 - 保護者面談の実施

Q6 保管方法や保管期間など、気を付けることはありますか？

- ・両計画は、多くの個人情報を含むため、本人や保護者の同意なく、第三者に提供することはできません。
- ・関係機関等と連携をとる際には、どのような内容をどの範囲まで伝えるかについて共通理解を図った上で進める配慮が必要です。
- ・両計画の個人情報の漏洩や紛失がないように、個々のファイルで保管することが望ましいです。
- ・保管場所は、個人情報の管理責任者である校長が、適切に保存・保管します。
- ・保存期間は、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存することが望ましいです。
- ・転学や卒業の際には、原本を保護者へ渡し、学校は写しを保存します。

Q7 子供達が力を発揮できる計画にするためのポイントはありますか？

- ・子供の実態把握を適切に行います。
- ・実態把握は、保護者や担任、子供に関わるその他の教員等、複数で行います。
- ・巡回指導員や特別支援アドバイザー等、外部機関を活用し、見立てを行うことも考えます。
- ・実態把握に基づき、個別の指導計画では、短期目標と支援内容を立てます。
- ・「本人が少し頑張ったらできる、主観的ではなく、行動レベルで評価可能な目標」をスモールステップで立てることが大切です。
- ・支援内容は、「言葉をかける」「一緒に行く」など、教師の力を必要とする支援ではなく、例えば、「活躍できるように〇〇の役割を与える」や「一人で取り組めるように、手順表を用意する」など、子供自身が「できた！」「わかった！」という実感や達成感をもてる支援を考えましょう。

Q8 保護者と連携して作成を進める際のポイントはありますか？

- ・保護者の心情や、子供の現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴し、共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築くことが大切です。
- ・両計画を作成するメリットを伝えます。
(障害の状態に応じたきめ細やかな支援が行える。関係者が情報を共有して支援することができる。学校や担任が変わっても、必要な支援が切れ目なく引き継がれていく等)



手立ての参考

- ・合理的配慮事例集（平成29年 千葉県教育委員会）
- ・学びの困難さに対する指導の手立て集（令和4年 千葉県教育委員会）

